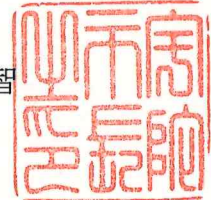


宇陀市公告第123号

令和6年度過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」宇陀のオンリーワン魅力創出事業業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による提案募集を行うので、次のとおり公告します。

令和6年9月12日

宇陀市長 金剛 一智



1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

令和6年度過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」宇陀のオンリーワン魅力創出事業業務

(2) 選定方法

令和6年度過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」宇陀のオンリーワン魅力創出事業業務委託プロポーザル実施要領による。

(3) 業務の内容等

令和6年度過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」宇陀のオンリーワン魅力創出事業 業務委託仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月曜日）まで

(5) 提案上限額

6,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 プロポーザルへの参加資格要件

本プロポーザルの参加は、次の要件を全て満たす事業者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本市の入札参加資格指名停止措置を受けているものではないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜらせているものではないこと。

(5) 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、および次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(カ) 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者。

(6) 国税及び地方税を滞納しているものでないこと。

(7) 本業務を一括再委託しないものであること。

(8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

(9) 本業務の管理技術者は、技術士（建設部門）及びランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を保持したものとする。

3 参加申込方法及び提出書類等の必要事項

参加申込方法及び提出書類等の必要事項の詳細は、令和6年度過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」宇陀のオンリーワン魅力創出事業業務委託プロポーザル実施要領及び令和6年度過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」宇陀のオンリーワン魅力創出事業業務委託仕様書による。

※宇陀市ホームページに掲載

参加希望者は、「参加申込書【様式1】」に必要事項を記入し、代表社印を押印のうえ、必要書類を添えて提出すること。

(1) 必要書類

①【様式1】参加申込書

②【様式2】参加資格に関する申立書

- ③【様式3】業務実績調書
- ④【様式4】会社概要書
- ⑤【様式5】管理技術者選任届

- (2) 提出先 宇陀市農林商工部 観光課
- (3) 提出期限 令和6年9月26日(木) 午後5時まで(必着)
- (4) 提出方法 持参または郵送すること。

4 配布資料

(1) 配布資料

- ①過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」
宇陀のオンリーワン魅力創出事業プロポーザル実施要領
 - ②令和6年度過去と未来を繋ぐ祈りの道「伊勢本街道」
宇陀のオンリーワン魅力創出事業 業務委託仕様書
 - ③【様式1】参加申込書
 - ④【様式2】参加資格に関する申立書
 - ⑤【様式3】業務実績調書
 - ⑥【様式4】会社概要書
 - ⑦【様式5】管理技術者選任届
 - ⑧【様式6】質疑書
 - ⑨【様式7】費用見積書
 - ⑩【様式7 別紙】費用見積明細書
- 上記については、宇陀市のホームページからダウンロードすること。

(2) 仕様書等に関する質問

仕様、業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書【様式5】を宇陀市役所農林商工部観光課へ持参、または電子メールにて送信すること。(着信を必ず確認すること)

- ①メール送信の際の件名は「伊勢本街道魅力創出事業質疑」とすること。
- ②受付期間 令和6年9月19日(木) 午後5時まで

5 その他の必要事項

詳細は、伊勢本街道魅力創出事業プロポーザル実施要領及び仕様書によります。

4 問い合わせ先

奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市役所 農林商工部 観光課

電 話 0745-82-2457

FAX 0745-82-8211

メール s-kankou@city.uda.lg.jp